

議案第12号

関市営住宅設置及び管理に関する条例の一部改正について

関市営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年2月19日提出

関市長 山下清司

提案理由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

## 関市営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

関市営住宅設置及び管理に関する条例（平成9年関市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項第8号イ中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を加える。

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。